＜巻末資料＞

環 境 保 全 目 標

　　環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

　　なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

　１　大気汚染

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 目　　　　　　標　　　　　　値 | 対象地域 |
| 二酸化窒素 | １時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること | 　ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域またはは、適用しない |
| 光化学オキシダント | １時間値が0.06ppm以下であること､また、非メタン炭化水素濃度の午前６時から９時までの３時間平均値が0.20ppmＣから0.31ppmＣの範囲内又はそれ以下であること |
| 浮遊粒子状物質 | １時間値の１日平均値が0.10㎎／m3以下であり、かつ、１時間値が0.20㎎／m3以下であること |
| 二酸化硫黄 | １時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ､１時間値が0.1ppm以下であること |
| 一酸化炭素 | １時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ､１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること |
| ベンゼン | １年平均値が0.003㎎／m3以下であること |
| トリクロロエチレン | １年平均値が0.2㎎／m3以下であること |
| テトラクロロエチレン | １年平均値が0.2㎎／m3以下であること |
| ジクロロメタン | １年平均値が0.15㎎／m3以下であること |
| 微小粒子状物質 | １年平均値が15μg／m3以下であり、かつ、１日平均値が35μg／m3以下であること |
| ダイオキシン類 | 年間平均値が0.6pg-TEQ/ m3以下であること |
| 悪臭 | 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度 |  |

（注）１　二酸化窒素、微小粒子状物質（１日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における１日平均値のうち、低い方から98％に相当するもの（１日平均値の年間98％値）で行う。

　　　２　浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

　　　　・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。

　　　　・長期的評価は、年間における１日平均値のうち、高い方から２％の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

ただし、１日平均値について環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

　２　水質汚濁

　　①　健康項目（河川、海域、湖沼等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 目　　 標 　　値 | 対　 象　 水　 域 |
| カドミウム | 0.003㎎／Ｌ以下 | 全公共用水域 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 六価クロム | 0.05㎎／Ｌ以下 |
| 砒素 | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 総水銀 | 0.0005㎎／Ｌ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| ＰＣＢ | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02㎎／Ｌ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002㎎／Ｌ以下 |
| １，２－ジクロロエタン | 0.004㎎／Ｌ以下 |
| １，１－ジクロロエチレン | 0.1㎎／Ｌ以下 |
| シス－１，２－ジクロロエチレン | 0.04㎎／Ｌ以下 |
| １，１，１－トリクロロエタン | 1㎎／Ｌ以下 |
| １，１，２－トリクロロエタン | 0.006㎎／Ｌ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| １，３－ジクロロプロペン | 0.002㎎／Ｌ以下 |
| チウラム | 0.006㎎／Ｌ以下 |
| シマジン | 0.003㎎／Ｌ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02㎎／Ｌ以下 |
| ベンゼン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| セレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10㎎／Ｌ以下 |
| ふっ素 | 0.8㎎／Ｌ以下 |
| ほう素 | 1㎎／Ｌ以下 |
| １，４－ジオキサン | 0.05㎎／Ｌ以下 |
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ／Ｌ以下 |

（注）１　目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びＰＣＢについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）４のとおり。

　　　２　「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

　　　３　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

４　総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005㎎／Ｌを超える検体数が調査対象検体の37％以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

②生活環境項目

ア　河　川

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　類　型利用目的の適応性項　　　目 | ＡＡ | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ |
| 水道１級自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの | 水道２級水産１級水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの | 水道３級水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの | 水産３級工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの | 工業用水２級農業用水及びＥの欄に掲げるもの | 工業用水３級環境保全 |
| 目　　標　　値　　　　　　　　　 | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 6.5以上8.5以下 | 6.5以上8.5以下 | 6.5以上8.5以下 | 6.5以上8.5以下 | 6.0以上8.5以下 | 6.0以上8.5以下 |
| 生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ） | １mg/L以下 | ２mg/L以下 | ３mg/L以下 | ５mg/L以下 | ８mg/L以下 | 10 mg/L以下 |
| 浮遊物質量（ＳＳ） | 25 mg/L以下 | 25 mg/L以下 | 25 mg/L以下 | 50 mg/L以下 | 100mg/L以下 | ごみ等の浮遊が認められないこと |
| 溶存酸素量（ＤＯ） | 7.5mg/L以上 | 7.5mg/L以上 | ５mg/L以上 | ５mg/L以上 | ２mg/L以上 | ２mg/L以上 |
| 大腸菌群数 | 50 MPN/100mL以下 | 1,000 MPN/100mL以下 | 5,000 MPN/100mL以下 | － | － | － |
| 対象水域等 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |

(注)　１　目標値は、日間平均値とする。

２　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 ５mg/L以上とする。

３　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

４　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　水道２級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

　　水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

５　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

　　水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

　　水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

６　工業用水１級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

７　環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目類　型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 目　標　値 | 対象水域等 |
| 全　亜　鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 Ａ | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/L以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |
| 生物特Ａ | 生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物 Ｂ | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特Ｂ | 生物Ａまたは生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

(注)　目標値は、年間平均値とする。

イ　海　域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 類型　　　　　　　利用目的　　　　　　　の適応性項　　　目 | Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 水産１級水浴自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの | 水産２級工業用水及びＣの欄に掲げるもの | 環境保全 |
| 目　　標　　値 | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 7.8以上8.3以下 | 7.8以上8.3以下 | 7.0以上8.3以下 |
| 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | ２ mg／Ｌ以下 | ３ mg／Ｌ以下 | ８ mg／Ｌ以下 |
| 溶存酸素量（ＤＯ） | 7.5 mg／Ｌ以上 | ５ mg／Ｌ以上 | ２ mg／Ｌ以上 |
| 大腸菌群数 | 1,000 MPN／100mL以下 | － | － |
| ノルマルヘキサン抽出物質(油分等） | 検出されないこと | 検出されないこと | － |
| 対象水域等 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |

(注)　 １　目標値は、日間平均値とする。

２　水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN／100 mL以下とする。

３　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

４　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

　　水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用

５　環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目類型 | 利用目的の適応性 | 目　　　　標　　　　値 | 対象水域等 |
| 全　窒　素 | 全　り　ん |
| Ⅰ | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く） | 0.2 mg／Ｌ以下 | 0.02 mg／Ｌ以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |
| Ⅱ | 水産１種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く） | 0.3 mg／Ｌ以下 | 0.03 mg／Ｌ以下 |
| Ⅲ | 水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く） | 0.6 mg／Ｌ以下 | 0.05 mg／Ｌ以下 |
| Ⅳ | 水産３種、工業用水、生物生息環境保全 | １ mg／Ｌ以下 | 0.09 mg／Ｌ以下 |

(注)　１　目標値は、年間平均値とする。

２　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

３　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

　　水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

　　水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

４　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目類　型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 目　標　値 | 対象水域等 |
| 全　亜　鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 Ａ | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.01mg/L以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |
| 生物特Ａ | 生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L以下 | 0.0007mg/L以下 | 0.006mg/L以下 |

(注)　目標値は、年間平均値とする。

（別表）対象水域及びその水域が該当する水域類型

（別表つづき）

○海　域

　・ＣＯＤ等5項目　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・全窒素、全りん



（注）尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、

いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲

まれた海域をいう。



・全亜鉛等3項目

|  |
| --- |
| 水域類型指定 |
| 水域 | 該当類型 |
| 大阪湾（全域。ただし、大阪湾（イ）～（ニ）に係る部分を除く。） | 生物A |
| 大阪湾（イ） | 生物特A |
| 大阪湾（ロ） | 生物特A |
| 大阪湾（ハ） | 生物特A |
| 大阪湾（ニ） | 生物特A |



　　③　特殊項目

　　　ア　河　川

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対 象 水 域項　　目 | 上 水 道 水 源 水 域 | そ の 他 の 水 域（水域類型Ｃ以上の河川） |
| フェノール類 | 0.005㎎／Ｌ以下 | 0.01 ㎎／Ｌ以下 |
| 銅 | 0.05　　 〃 | 0.05　　 〃 |
| 溶解性鉄 | 0.3　　　〃 | 1.0　　　〃 |
| 溶解性マンガン | 0.05　　 〃 | 1.0　　　〃 |
| 全クロム | 0.05　　 〃 | 1.0　　　〃 |
| アンモニア性窒素 | 0.1　　　〃 | 1.0　　　〃 |
| 陰イオン界面活性剤 | 0.5　　　〃 | 0.5　　　〃 |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 検出されないこと | 検出されないこと |

　　　イ　海　域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対 象 水 域項　　目 | 大　　阪　　湾(3) (4) (5) | 大　阪　湾　(2) | 大　阪　湾　(1)尾崎港、淡輪港、深日港 |
| フェノール類 | 0.01㎎／Ｌ以下 | 0.01㎎／Ｌ以下 | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 銅 | 0.02　　〃 | 0.02　　〃 | 0.02　　〃 |
| 溶解性鉄 | 0.1　　 〃 | 0.2　　 〃 | 0.5　　 〃 |
| 全クロム | 1.0　　 〃 | 1.0　　 〃 | 1.0　　 〃 |
| 陰イオン界面活性剤 | 0.1　　 〃 | 0.1　　 〃 | 0.1　　 〃 |

　　④　底　質

　　　ア　河　川

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 環 境 保 全 目 標 | 対　 象　 水　 域 |
| Ｐ　　Ｃ　　Ｂ | 10㎎／㎏ | 全公共用水域 |
| 水　　　　　銀 | 25㎎／㎏ | 〃 |
| ダイオキシン類 | 150 pg-TEQ／g  | 〃 |

　　　イ　海　域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 環　　境　　保　　全　　目　　標 | 対象水域 |
| Ｐ　 Ｃ 　Ｂ | 10㎎／㎏ | 全公共用水域 |
| 水　　　　銀 | 「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知）に定める基準に該当しないこと | 〃 |
| ダイオキシン類 | 150pg-TEQ／g  | 〃 |

　３　地盤環境

　　①　地盤沈下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 環 境 保 全 目 標 | 対　 象 　地 　域 |
| 地　　 盤 　　高 | 地盤沈下を進行させない | 府 　内 　全 　域 |

②　地下水質

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　目 | 目　　 標 　　値 | 対　 象　 地　 域 |
| カドミウム | 0.003㎎／Ｌ以下 | 府　 内　 全　 域 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 六価クロム | 0.05㎎／Ｌ以下 |
| 砒素 | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 総水銀 | 0.0005㎎／Ｌ以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| ＰＣＢ | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02㎎／Ｌ以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002㎎／Ｌ以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002㎎／Ｌ以下 |
| １，２－ジクロロエタン | 0.004㎎／Ｌ以下 |
| １，１－ジクロロエチレン | 0.1㎎／Ｌ以下 |
| １，２－ジクロロエチレン | 0.04㎎／Ｌ以下 |
| １，１，１－トリクロロエタン | 1㎎／Ｌ以下 |
| １，１，２－トリクロロエタン | 0.006㎎／Ｌ以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| １，３－ジクロロプロペン | 0.002㎎／Ｌ以下 |
| チウラム | 0.006㎎／Ｌ以下 |
| シマジン | 0.003㎎／Ｌ以下 |
| チオベンカルブ | 0.02㎎／Ｌ以下 |
| ベンゼン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| セレン | 0.01㎎／Ｌ以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10㎎／Ｌ以下 |
| ふっ素 | 0.8㎎／Ｌ以下 |
| ほう素 | 1㎎／Ｌ以下 |
| １，４－ジオキサン | 0.05㎎／Ｌ以下 |
| ダイオキシン類 | 1 pg-TEQ／Ｌ以下 |

（注）１　目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びＰＣＢについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）３のとおり。

　　　２　「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

　　　３　総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005㎎／Ｌを超える検体数が調査対象検体の37％以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

　　③　土壌汚染

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　目 | 目　　　　　 標 　　　　　値 | 対象地域 |
| カドミウム | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であり、かつ、農用地において米１㎏につき0.4㎎未満であること | 府内全域 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと |
| 有機りん | 検液中に検出されないこと |
| 鉛 | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であること |
| 六価クロム | 検液１Ｌにつき0.05㎎以下であること |
| 砒素 | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌１㎏につき15㎎未満であること |
| 総水銀 | 検液１Ｌにつき0.0005㎎以下であること |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと |
| ＰＣＢ | 検液中に検出されないこと |
| 銅 | 農用地(田に限る)において、土壌１㎏につき125㎎未満であること |
| ジクロロメタン | 検液１Ｌにつき0.02㎎以下であること |
| 四塩化炭素 | 検液１Ｌにつき0.002㎎以下であること |
| １，２－ジクロロエタン | 検液１Ｌにつき0.004㎎以下であること |
| １，１－ジクロロエチレン | 検液１Ｌにつき0.1㎎以下であること |
| シス－１，２－ジクロロエチレン | 検液１Ｌにつき0.04㎎以下であること |
| １，１，１－トリクロロエタン | 検液１Ｌにつき１㎎以下であること |
| １，１，２－トリクロロエタン | 検液１Ｌにつき0.006㎎以下であること |
| トリクロロエチレン | 検液１Ｌにつき0.03㎎以下であること |
| テトラクロロエチレン | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であること |
| １，３－ジクロロプロペン | 検液１Ｌにつき0.002㎎以下であること |
| チウラム | 検液１Ｌにつき0.006㎎以下であること |
| シマジン | 検液１Ｌにつき0.003㎎以下であること |
| チオベンカルブ | 検液１Ｌにつき0.02㎎以下であること |
| ベンゼン | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であること |
| セレン | 検液１Ｌにつき0.01㎎以下であること |
| ふっ素 | 検液１Ｌにつき0.8㎎以下であること |
| ほう素 | 検液１Ｌにつき１㎎以下であること |
| ダイオキシン類 | 土壌１ｇにつき1,000pg-TEQ以下であること |

（注）１　検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

　　　２　汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

４　騒音・振動

　①　環境騒音

　ア　一般地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の類型 | 目　　　　　標　　　　　値 | 対　　　象　　　地　　　域 |
| 昼　　間午前６時から午後10時まで | 夜　　間午後10時から翌日の午前６時まで |
| AA | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 | 富田林市大字甘南備大阪府立金剛コロニーの敷地 |
| Ａ | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第２章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| Ｂ | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 | 都市計画法第２章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第８条第１項第１号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。） |
| Ｃ | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 | 都市計画法第２章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。） |

イ　道路に面する地域

|  |  |
| --- | --- |
| 地　　域　　の　　区　　分 | 目　　　　　標　　　　　値 |
| 昼　　間午前６時から午後10時まで | 夜　　間午後10時から翌日の午前６時まで |
| Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

　この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

|  |
| --- |
| 目　　　　　標　　　　　値 |
| 昼　　間　午前６時から午後10時まで　 | 夜　　間午後10時から翌日の午前６時まで　 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |
| 備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。 |

注　(1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

　　 ①道路法（昭和27年法律第180号）第３条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村

道（市町村道にあっては、４車線以上の区間に限る。）

　　 ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第8項に規定する一般

自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第７条第１号に掲げる自動車

専用道路

　 (2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

　　 ①２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15メートル

　　 ②２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル

②　航空機騒音

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の類型 | 目　標　値 | 対　　　　　　　象　　　　　　　地　　　　　　　域 |
| Ⅰ | 57デシベル以下 | 都市計画法第２章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第８条第１項第１号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 １　関西国際空港及び八尾空港の敷地 ２　国土利用計画法第９条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第７条第１項の規定による市街化区域以外の地域である地域 |
| Ⅱ | 62デシベル以下 | 都市計画法第２章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。 |

③　新幹線鉄道騒音

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域の類型 | 目　標　値 | 対　　　　　　　象　　　　　　　地　　　　　　　域 |
| Ⅰ | 70デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第２章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第８条第１項第１号に規定する用途地域の指定のない地域 |
| Ⅱ | 75デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第２章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |

（注）「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面で表示する地域を含む。）をいう。

④　鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 目　　　　　標　　　　　値 | 対　　　　象　　　　地　　　　域 |
| 鉄軌道騒音（新幹線鉄道を除く） | 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域　 |
| 建設作業騒音 |
| その他の飛行場騒音\* |
| 振動 |
| 低周波音 |

＊…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。